

令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、NPO法人等が行う各地域における日本語教育に関する優れた取組の支援を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

NPO法人等が行う「生活者としての外国人」に対する地域の日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な日本語教育に対する以下の取組(①-③は必須の取組)を対象としています。

- ① 運営等委員会の設置【必須】
- ② 生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な日本語教育(30時間以上)の実施【必須】
- ③ 取組の成果の発信や普及及び住民の日本語教育への理解の促進【必須】
- ④ 上記にかかる人材の育成
- ⑤ その他、関連する取組の実施

3. 支援対象

(1) 団体要件

本プログラムに応募できるのは、次の①か②のいずれかの要件を満たす団体です。

- ① 法人格を有する団体(地方公共団体及び総務省認定地域国際化協会は応募不可)
 - ② 法人格を有しないが、次のアからオの要件を全て満たしている団体
 - ア 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
 - オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。
- ※ イからエの要件を満たしているかどうかについては、アの「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認します。
- ※ 都道府県又は市区町村が設置した実行委員会等の組織は応募できません。

(2) その他の要件

○応募回数の制限

同一団体において、本プログラムによる委託は、3年を上限とします。(令和3年度に本事業のプログラムCに採択された団体は、令和5年度事業まで応募可能。)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

令和4年度予算額
(前年度予算額)

24百万円
44百万円

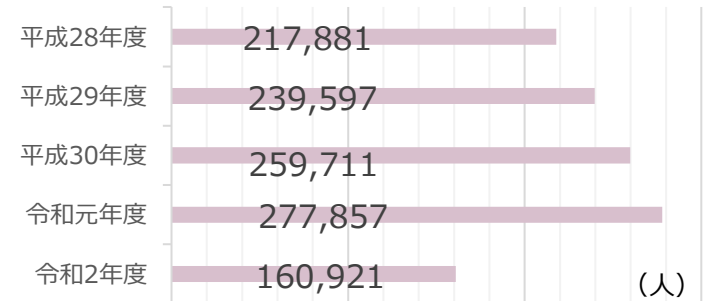


背景・課題

平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、令和元年には約27万人となった。令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、主な日本語学習者である外国人留学生が大幅に減少しているものの、日本語学習のニーズに変化は無く、長期的には増加傾向である。日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化しており、こうした状況に適切に対応した日本語教育施策の展開が求められている。

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人等が行う日本語教育の教育上の課題や広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援することを通して、日本語教育の推進が図られることを目的としている。

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和2年度)



事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を支援。

件数：11件⇒8件

(想定される取組例)

○読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組

例：会話はできて読み書きができない状態に置かれている外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

○可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組

例：自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、防災、医療等の情報発信と併せて地域住民と対話による日本語教育を実践する取組への支援

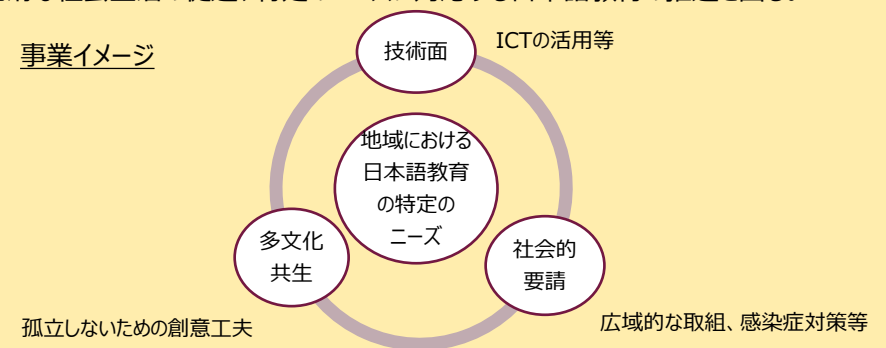
※プログラム(A)、(B)は前年度限りの経費

◀令和3年度採択実績▶ 件数：16件(うち、令和4年度要求プログラムの採択件数は8件)

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。

事業イメージ



アウトプット(活動目標)

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の実施。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム(成果目標)

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。
- ※実施団体にアンケートを取り、受講者数と上記学習効果を測定予定。

インパクト(国民・社会への影響)

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。